

---

## 第4章 配慮書に対する意見と配慮書に対する意見についての事業者及び都市計画決定権者の見解

---

### 4.1 配慮書に対する意見と配慮書に対する意見についての事業者及び都市計画決定権者の見解

---

#### 4.1.1 配慮書への環境の保全の見地からの意見

---

福岡市環境影響評価条例(平成10年条例第18号)第4条の7の規定により、配慮書について、環境の保全の見地からの意見を求めた。

同条例第4条の5の規定により、平成28年11月1日から公表を行った。

公表場所での閲覧者は2名、環境の保全の見地からの意見の提出はなかった。

#### 4.1.2 「箱崎キャンパス跡地利用協議会」における環境の保全の見地からの意見

箱崎キャンパスの跡地利用に関して必要な事項を連絡、協議するため、福岡市と九州大学が設置した、学識経験者や地域の代表などで構成される「箱崎キャンパス跡地利用協議会」における環境の保全の見地からの意見を整理し、表 4.1-1(1)～(2)に示す。

表 4.1-1(1) 環境の保全の見地からの意見の概要及びその理由  
(箱崎キャンパス跡地利用協議会等における意見)

項目	意見の概要及びその理由
大気質 騒音 振動	道路整備に伴う大型車の走行により、近辺の住環境が悪化する可能性があるため、十分配慮していただきたい。
	工事業者の車の出入り口、通行など、事前に情報を提供してほしい。
	道路の整備により渋滞が予想され、車が増えて住みにくくなるため、通過車両の制限は考えられないか。
	環境にやさしいまちをつくるのが大事であり、ランドデザインに環境共生の項目はあるものの少し欠落している。騒音環境や大気汚染、化学物質など将来的にまだまだクリアしないといけない部分があると思う。 特にここは空港滑走路の延長線上にあることを共有したうえで、環境を考えた住みよいまちにして頂きたい。
騒音	地元は飛行機の騒音に長い間苦労している。
植 物	既存樹木の調査、保存の考え方、解体スケジュールをきちんと整理してほしい。
	既存樹木について、松林を保存することを検討できないか。
	樹木の伐採は景観を損なうことになる。樹木を残しながら一定規模の緑豊かな空間などに利用するとともに、近代建築物を最大限活用し、地域住民に優しいまちづくりを実現してほしい。
	みどりについて検討する際は、公園等にみどりを配置することや、それをネットワークでつなぐといった考え方がセットで検討してほしい。
	緑はまちの第一印象にとって非常に重要であり、屋上緑化にも取り組むなど、全体として緑化率を高めに設定したほうがよいのではないか。
	空間整備の中にも、歴史的資源と緑や、緑の公園の言葉があるなど、様々な視点から見ても、この「緑」は開発する方々にとって価値あるものだと思うので、例えば「歴史・文化・緑と新しい価値観が共存するデザイン」であるとか、何か表に出したほうがよい。
土 壤	公共施設の予定地も含め、広い範囲の土壌が汚染されているように感じる。すべて除去してほしい。
地下水	自宅の井戸水が汚染されていないか不安である。

表 4.1-1(2) 環境の保全の見地からの意見の概要及びその理由  
(箱崎キャンパス跡地利用協議会等における意見)

項 目	意 見 の 概 要 及 び そ の 理 由
景 観	市は景観の取組みとして、百道、アイランドシティ、六本松など色々な実績がある。都市景観形成地区の制度なども活用しながら、箱崎においても検討を進めていただきたい。
人と自然とのふれあいの活動の場	<p>貝塚公園について、貝塚公園の中央に国道3号から貝塚駅へのアクセス道路を整備予定と聞いているが、アクセス道路により貝塚公園が二つに分かれても、目的や性格等を変えた公園をそれぞれ作ってほしい。</p> <p>貝塚公園の中央に道路を通すのは、住民もやむをえないと了解しており、あと半分を何か他に使うなどということは考えず、是非今の用地を何らかの格好で利用させていただきたい。</p>
その他	箱崎キャンパス跡地が、憩いのあるまちになることを住民は望んでいる。
	まちづくり方針の中で、環境共生などが、もう少し含まれていてもいいのではないか。
	環境や地域との共生はまちづくりにおいて大事なことだと思う。一方で、一般的な開発案でなく、将来への示唆となるようなまちづくりをしていかなければならないと感じた。課題はあるが、様々な技術について実証実験を繰り返し、社会課題を解決していく考え方は悪くないと思うので、まちづくりの具体化の中で、地域と対話しながら進めて頂きたい。

- 出典：第1回箱崎キャンパス跡地利用協議会(平成25年7月5日)議事録(福岡市・九州大学)  
 第2回箱崎キャンパス跡地利用協議会(平成25年12月26日)議事録(福岡市・九州大学)  
 第3回箱崎キャンパス跡地利用協議会(平成26年3月27日)議事録(福岡市・九州大学)  
 第4回箱崎キャンパス跡地利用協議会(平成26年7月11日)議事録(福岡市・九州大学)  
 第5回箱崎キャンパス跡地利用協議会(平成27年1月28日)議事録(福岡市・九州大学)  
 第6回箱崎キャンパス跡地利用協議会(平成27年7月3日)議事録(福岡市・九州大学)  
 第7回箱崎キャンパス跡地利用協議会(平成28年3月29日)議事録(福岡市・九州大学)  
 第8回箱崎キャンパス跡地利用協議会(平成28年7月8日)議事録(福岡市・九州大学)  
 第9回箱崎キャンパス跡地利用協議会(平成28年10月20日)議事録(福岡市・九州大学)  
 第10回箱崎キャンパス跡地利用協議会(平成29年3月28日)議事録(福岡市・九州大学)  
 第11回箱崎キャンパス跡地利用協議会(平成29年7月10日)議事録(福岡市・九州大学)  
 第12回箱崎キャンパス跡地利用協議会(平成29年12月22日)議事録(福岡市・九州大学)  
 第13回箱崎キャンパス跡地利用協議会(平成30年3月27日)議事録(福岡市・九州大学)  
 第14回箱崎キャンパス跡地利用協議会(平成30年6月26日)議事録(福岡市・九州大学)

## 4.2 配慮書市長意見と配慮書市長意見についての事業者及び都市計画決定権者の見解

福岡市環境影響評価条例第4条の6の規定に基づく、環境の保全の見地からの市長意見が平成28年12月20日(環調第173号)に送付された。

配慮書市長意見の概要と事業者及び都市計画決定権者の見解を表4.2-1(1)～(3)に示す。

表4.2-1(1) 配慮書市長意見の概要と当該意見についての事業者  
及び都市計画決定権者の見解

環境保全の見地からの意見の概要	事業者及び都市計画決定権者の見解
1.全体的事項	
<p>事業実施想定区域(以下、「事業区域」とする)には九州大学箱崎キャンパス内で長い時間をかけて形成された緑地や貝塚公園があり、周辺には河川や干潟も存在する豊かな自然環境が残された地域である。また、周辺の土地利用は主に住居系である。</p> <p>本事業は、九州大学箱崎キャンパス跡地利用計画等に基づき、南エリアで独立行政法人都市再生機構(UR都市機構)が実施する開発事業と北エリアで福岡市が実施する土地区画整理事業の2つの事業を合わせて約59haの土地の造成を行うものであり、南エリアにおいては都市計画道路も整備される。また現在、事業区域では、九州大学が既存建築物の解体工事及び土壤汚染調査を実施しており、一部で土壤汚染対策法に基づく汚染区域の指定がなされている。汚染区域では本事業を行う前に土壤汚染対策工事を行う必要があるため、その付近では土地の造成、解体工事及び土壤汚染対策工事が同時期に施工され周辺環境に影響が及ぶことが想定される。現状では土壤汚染の状況がまだ全ては判明していないが、今後、汚染区域が増えれば、環境影響も増加すると考えられる。</p> <p>上記の地域特性及び事業特性を踏まえ、本事業、解体工事及び土壤汚染対策工事が事業区域及びその周辺の環境に及ぼす影響について、九州大学と連携して検討し、事業計画に反映すること。</p> <p>また、本配慮書では、事業区域については、九州大学箱崎キャンパスの跡地利用と併せて、箱崎中学校の同キャンパス跡地への移転や、貝塚駅の駅前広場の整備、にぎわい・交流機能の導入とあわせた貝塚公園の再整理を行うとされているが、環境保全措置の評価を適切に行うため、方法書以降の環境影響評価手続きにおいては、今後の土地利用計画を可能な限り具体的に示すことが重要である。</p>	<p>今後の環境影響評価の手續きにおいて、地域特性及び事業特性を踏まえ、九州大学とも連携して適切な調査・予測・評価を行い、環境保全措置を検討して事業計画へ適切に反映します。</p> <p>また、事業の進捗に応じ、土地利用計画を示します。</p>

表 4.2-1(2) 配慮書市長意見の概要と当該意見についての事業者  
及び都市計画決定権者の見解

環境保全の見地からの意見の概要	事業者及び都市計画決定権者の見解
2.個別的事項	
(1)大気質及び騒音・振動について	
<p>工事の実施や南エリアに整備予定の都市計画道路の存在及び供用によって、周辺的生活環境への大気質及び騒音・振動の影響が想定されることから、その影響を検討して事業計画に反映すること。</p> <p>なお、本配慮書では、都市計画道路の整備に関して、現段階では将来交通量等の予測条件の設定が困難とされているため、方法書以降の環境影響評価手続きにおいては、計画交通量等を適切に設定し、調査・予測・評価を行うこと。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、大気質及び騒音・振動に係る調査・予測・評価を適切に行い、必要に応じ環境保全措置を検討し、事業計画へ適切に反映します。</p> <p>また、計画交通量等を適切に設定し都市計画道路の供用に係る予測・評価を行います。</p>
(2)地盤及び地下水について	
<p>事業区域及びその周辺は地下水位が高く、土地の造成及び土壌汚染対策工事による影響を受けやすい地域であると考えられることから、工事の実施による地盤及び地下水への影響を検討して事業計画に反映すること。</p> <p>なお、本配慮書では、現段階では施工方法等の予測条件の設定が困難とされているが、工法や使用する薬剤によっては地下水位や流況、水質に変化が生じる可能性があることから、方法書以降の環境影響評価手続きにおいては、地盤及び地下水への影響を想定して工法や薬剤を決定したのち、適切に調査・予測・評価を行うこと。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、工事の実施に係る地盤及び地下水位への影響について、調査・予測・評価を適切に行い、必要に応じ工法や薬剤等を可能な範囲で想定したうえで環境保全措置を検討し、事業計画へ適切に反映します。</p>
(3)動植物及び生態系について	
<p>事業区域には長い年月をかけて形成された緑地等があり、周辺の豊かな自然環境も含め、多様な生態系が形成されている可能性があるため、当該緑地が持つ機能について十分に把握し、周辺環境との調和を図ることが重要である。また、既存の生態系は外来種等の侵入防止にも繋がるという専門家の意見もあることから、当該緑地の保全など周辺環境に調和した自然環境・生態系の保全を検討し、更に既存樹木の活用等による生態系への影響低減を図り、事業計画に反映すること。</p> <p>なお、本配慮書では、事業区域及びその周辺の動植物の生息・生育状況について、主に福岡市環境配慮指針を既存資料として記載しているが、本指針では事業区域での調査はなされていない。事業区域においては過去に九州大学の複数の専門家が調査しているとの情報があることから、まずこれら専門家から十分に情報を収集し、必要に応じて生物種の適切な判別手法の導入について検討を行い、調査計画を策定して方法書に記載すること。</p>	<p>事業実施区域の動植物の生息・生育状況や生物種判別の導入等について、専門家等から情報の収集を行った結果を、p2.2-61～p2.2-64に記載します。</p> <p>この情報を整理し、事業実施区域の公園、緑地や周辺の河川・干潟の豊かな自然環境に分布する動植物及び生態系について調査、予測及び評価を適切に行い、必要に応じ、環境保全措置を検討するとともに、既存樹木の活用等についても検討し、事業計画へ適切に反映します。また、必要に応じ、生物種の適切な判別手法を導入します。</p>
(4)廃棄物等について	
<p>土地の造成のほか、解体工事及び土壌汚染対策工事の実施により発生する廃棄物等について、本配慮書では土砂や建設廃材等の建設副産物の分別を徹底し再資源化施設への搬入を予定しており廃棄物等の量を低減するとしているが、加えて、事業全体の環境負荷低減の観点から、事業区域での廃棄物等の発生量を把握し可能な限り再利用に努めるとともに、再生資材の積極的な利用についても検討し、事業計画に反映すること。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、九州大学が行う解体工事及び土壌汚染対策工事や、本事業で行う造成工事に係る廃棄物等の予測・評価を適切に行い、工事の実施に係る廃棄物等の減量や再利用、再生資材の積極的な活用を検討し、事業計画へ適切に反映します。</p>

表 4.2-1(3) 配慮書市長意見の概要と当該意見についての事業者  
及び都市計画決定権者の見解

環境保全の見地からの意見の概要	事業者及び都市計画決定権者の見解
2.個別的事項	
(5)放射線の量について	
<p>本配慮書では、事業の実施に係る放射線の影響について検討されていないが、九州大学箱崎キャンパスにおいてはアイソトープ総合センター等で放射性同位元素などが使用されていたことから、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等の関係法令の規定を遵守するとともに、環境影響評価法令の趣旨に鑑み、周辺住民の安心のためにも、使用履歴のある場所の空間放射線量率を事前に把握して放射線の量に係る調査・予測・評価の要否について検討を行い、方法書に記載すること。</p>	<p>アイソトープ総合センター等の放射性同位元素の使用履歴のある施設の空間放射線量率の現地測定を行った結果、周辺の公的機関の測定結果と同レベルであることが確認されました。</p> <p>また、使用履歴のある施設は、関係法令に基づき、九州大学により適切な対応(調査、除染等)を行った上で解体されることから、「一般環境中の放射性物質」は非選定項目とします。</p> <p>一般環境中の放射性物質の調査結果を p2.2-68、非選定理由を p7.1-3 に記載します。</p>